

一般質問発言通告書

発言順位 3番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和7年 9月 5日
三島市議会議長 堀江 和雄 様

三島市議会議員 2番 沈 久美

質問事項1 選択的共同親権を含む改正民法施行に向けた具体的な対応準備の現状

具体的な内容 令和6年5月、77年ぶりとされる民法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、父母の離婚等に直面する子どもの利益を確保するため、養育に関する父母の責務を明確にするとともに、親権・監護、養育費、親子交流ほか、養子縁組、財産分与等に関する規定が見直されました。共同親権については選択的という形に。法定養育費の請求権が新設されるなど養育費に関する裁判手続きの利便性が向上するほか、離婚後の親子交流の実現も図されることから、「こどもまんなか」を目指す国民の意識変化、社会の変化も注目されるところです。改正民法施行まで1年を切りました。改正民法には附帯決議十五で「運用開始に向けた適切な準備」が求められていることから、子育て支援における具体的な対応準備、その進捗を伺います。

- 1 三島市はひとり親家庭割合が全国平均を下回っており、離婚を経験した家庭に対する支援の必要性が実感されにくい傾向がある。離婚を経験した子どもの数をどのように捉えているか伺う。
- 2 母子家庭の生活困窮は本市でも課題。支援ニーズが見えづらい地域特性の中で支援の重点ポイントはどんなところにあると認識されているか。また、制度施行後は市民からの相談は増えると予想される。特に親権の選択や面会交流、養育費に関する合意形成など、市民課窓口や子ども家庭支援機関にも影響が及ぶ。こうした状況下で相談体制充実に向けた具体的な取り組みを伺う。
- 3 明石市等ではすでに離婚前後家庭支援として養育費確保の公正証書作成支援に着手。こうした先進事例を参考にしながら、本市でも同様の支援を検討・導入の意向はあるか。また、法務省や県の離婚時用配布資料を補足する市独自の「こどもまんなか」資料等の作成予定はどうか。

質問事項2 ラジオ体操の教育的活用と学校現場での指導のあり方

具体的な内容 三島市では、夏休み前に「ラジオ体操カード」を配布し、子どもたちの健康習慣を支援する取り組みが行われています。しかし、実際、子どもたちがラジオ体操をどこで、誰に、どのように学んでいるのかは見えづらく、「学校での学習機会が不足しているのではないか」「国民の体操としてなじみ深いこの状態を維持していくのか」といったご指摘と懸念の声が市民からありました。この点を踏まえ、見解と今後の対応について伺います。

- 1 学校におけるラジオ体操の指導実態と今後の方針について
学校は夏休み前に子どもたちにラジオ体操カードを配布しているが、夏休み後の回収はされていないと聞く。小中学校においてラジオ体操を学ぶ機会がどの程度確保されているのか、また今後、カードの回収復活等、学校教育の中での指導充実を図る方針があるか。
- 2 ラジオ体操の教育的価値を活かした健康習慣づくりの推進について
子どもたちの基本的な運動習慣や生活リズムの確立において、ラジオ体操の活用は有効。学校教育や放課後活動等において、健康教育の一環として積極的に活用することについての見解および実施事例があれば伺う。
- 3 持続可能性をふまえた地域との連携やラジオ体操学習機会の創出について
ラジオ体操は子どもにとって世代間交流にふさわしいと考える。自治会、ラジオ体操会、あるいは独自の活動としてラジオ体操を行っている地域の現状はどうか。
また、地域として子どもたちが正しい体操を学ぶ出前授業や体験会の実施を検討できないか。